参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	戦略三文書策定以降の防衛生産基盤強化
著者 / 所属	藤川　隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	461 号
刊行日	2023-11-1
頁	51-69
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20231101.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

戦略三文書策定以降の防衛生産基盤強化

藤川　隆明
（外交防衛委員会調査室）

１．はじめに
２．防衛産業を取り巻く現状及び政府の認識
３．防衛生産基盤強化法
４．法律以外の主な措置
５．第211回国会以降に示された政府の主な見解・方針

１．はじめに

2022年末から2023年度にかけて、政府は、防衛産業に係る様々な施策を打ち出した。2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（以下「戦略三文書」という。）において、防衛生産・技術基盤を、「防衛力そのもの」と位置付け、国家防衛戦略には、他に手段がない場合の国による製造施設等の保有の検討や、企業支援のための基金創設による官民一体の防衛装備移転推進等が記載された。また、防衛力整備計画では、様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靭化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う旨、サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施する旨が記載された。その後、第211回国会（2023年常会）で、これらを具体化する防衛生産基盤強化法案[1]が審議され、2023年６月７日の参議院本会議で可決・成立し、一部を除き同年10月１日に施行された後、同月12日には、同法第３条に基づき、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が策定された。同法以外にも、政府は、2023年４月から、国家防衛戦略に記載の「防衛産業のコスト管理や品質管理に関する取組を適正に評価し、適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式」を導入した。また、国家防衛戦略及び防衛力整備計画における防衛産業保全の記載に見るように、2023年度からの防衛産業サイバーセキュリ

[1] 正式名称は「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」。本法案の内容等については、藤川隆明「第211回国会法律案等ＮＡＶＩ『防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案』」『立法と調査』No.455（2023.4.14）54～56頁を参照されたい。

ティ基準の施行に続き、2023年７月には、防衛産業保全マニュアルを整備した。

本稿は、第211回国会の審議を中心に、上記の各措置や、防衛生産基盤強化等に係る政府の見解・方針を概観するものであり、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

２．防衛産業を取り巻く現状及び政府の認識

防衛産業は、防衛省・自衛隊の活動に必要な装備品の生産・維持整備に必要不可欠な人的、物的、技術的基盤であり、かつ、我が国には、工廠[2]がないところ、装備品等の開発及び生産のための基盤の重要な役割は民間企業に大きく依存しており、大企業から中小企業まで、特殊かつ高度な技能・技術や設備を有する広範な企業が関与している[3]。一方、企業にとって、防衛事業がどのような位置付けにあるかを、防衛需要依存率[4]（会社売上に占める防衛関連売上の比率）で見ると（図表１）、比較的小規模な企業の中には、防衛需要依存率が50％を超える企業も存在するが、大手防衛関連企業では、10％以下を中心に幅広く分布している状況である（防衛装備品生産企業全体の防衛需要依存率は４％程度である）。

図表１　企業の総売上と防衛需要依存率の関係

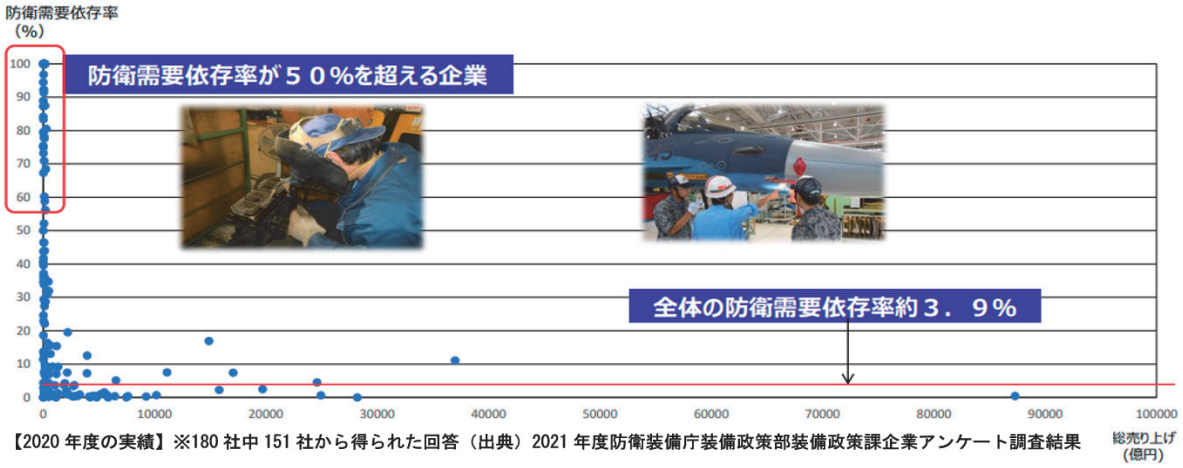

（出所）防衛装備庁資料（筆者により和暦を西暦に変更した。）

防衛省と直接契約を行うようなプライム企業では、当該企業の１部門が防衛事業を担い、かつ主要事業とはなっていない状況で、また、諸外国では営業利益率が10％を超える防衛関連企業もある中[5]、我が国の防衛産業の利益率の実態は２～３％にとどまるという産業界の調査結果もある[6]。この場合、各企業は、防衛事業の維持に関し、株主や金融機関等の企

---

[2] 装備品等に係る国営工場のこと。

[3] 防衛装備庁資料によれば、戦闘機関連企業は約1,100社、戦車関連企業は約1,300社、護衛艦関連企業は約8,300社とも言われている。

[4] 資料によっては「防需依存度」と記載される。本稿では出所資料の表記に合わせることとする。

[5] 防衛省は、多くの国を調査したわけではないが、例えば米国やヨーロッパは大体10％は超えており、韓国は６％や７％、低い場合は４％の企業もある旨説明している（契約制度研究会（第38回）（2023.5.19）議事要旨６頁）。

[6] 基本方針の５頁において言及されている。

業内外の利害関係者の理解が得にくいとされる[7]。さらには、少量多種生産や装備品の高度化・複雑化により調達単価及び維持・整備経費が増加傾向にあることに加え、調達数量の減少に伴う作業量の減少により、技能の維持・伝承が困難になるという問題もあり、防衛産業から撤退する企業が増え[8]、直近20年で100社超の企業が撤退した旨の報道もある[9、10]。

図表２　近年撤退をした企業の例（企業名、撤退年、撤退事業の順に記載）

①住友電気工業㈱（2007）航空機用レドーム、②横浜ゴム㈱（2009）航空機用タイヤ、③㈱小松製作所（2019）車両、④㈱ダイセル（2020）射出座席・火工品、⑤三井E&S造船㈱（2021）艦船※三菱重工業㈱が承継、⑥住友重機械工業㈱（2021）次期機関銃、⑦横河電機㈱（2021）航空機用ディスプレイ※沖電気工業㈱が承継

（出所）防衛装備庁資料

政府は、第211回国会において、我が国の防衛産業の現状について、欧米諸国の多くの防衛産業とは異なり、プライム企業については、民需事業を主体とした企業が、（防需依存度が）おおむね10％未満の割合で防衛事業を手がけているという事情等から、冷戦後に欧米で起きたような大規模な防衛産業の再編は、我が国においては見られていない旨見解を示した[11]。また、防衛産業における企業の撤退理由を問われ、昨今の企業経営は、キャッシュフローが重視され高い利益率が求められる傾向にあるが、防衛事業は、高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で収益性が低いと言われており、また、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待できないなど事業としての魅力が乏しく、一方で、サイバー攻撃やレピュテーションリスク[12]など多様な課題があるとともに、それらがより顕著になっているということが背景にある旨答弁した[13]。さらに、政府が行った過去10年間の防衛生産・技術基盤強化の支援策についての評価を問われ、これまで防衛産業に対して、調達契約に係る様々な施策を講じ、必要な対価の支払や企業のインセンティブ向上に努めてきたとしつつも、性能等への高度な要求への対応に伴う負担があることなどから、複数の企業が防衛事業から撤退するなど、防衛産業は引き続き非常に厳しい状況にある旨答弁している[14]。そして、防衛産業に対して調達契約に係る様々な施策を講

---

[7] 例えば、一般社団法人日本経済団体連合会が作成した「防衛計画の大綱に向けた提言」（2022年４月12日）では、「わが国の防衛関連企業では、欧米の企業に比べて防衛事業が売上に占める割合や利益水準が低いため、防衛事業を維持する必要性について、ステークホルダーへの説明に苦慮している」とされている。

[8] 例えば、防衛省との間でも航空機用タイヤや摩耗した航空機用タイヤの表面を張り替える事業を展開していた横浜ゴム株式会社は、2009年に航空機用タイヤ事業から撤退したが、同事業の2008年度の売上高見込みは、約８億円で、全社売上高の0.2％未満であったとされる（『日刊工業新聞』（2009.3.31））。また、川崎重工業航空宇宙システムカンパニーの下川プレジデントは、新聞取材に、「最大の問題は定量的に仕事がないこと。定量的な利益を確保することができないが故に、撤退せざるを得ない」と指摘した（『ＷＩＮＧ』(2023.3.8)）。

[9] 『日本経済新聞』（2023.6.8）

[10] 2012年６月に公表された「防衛生産・技術基盤研究会最終報告」においては、防衛省が把握しているだけでも、2003年以降に防衛産業から事業撤退・倒産等（撤退表明、生産辞退、自主廃業などを含む。）した企業数は102社に上るとされている。

[11] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号７頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[12] 企業に対する否定的な評判が広まり、信用・ブランド価値が低下し、損失を被る危険度のこと。

[13] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号16頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[14] 第211回国会参議院本会議録第26号５頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁

じてきた防衛省として、防衛生産基盤強化法の措置や、2023年度から導入する企業の適正な利益を算定する仕組み（４（１））などの施策は、これまでにない取組となる旨説明し[15]、同法に規定する措置は、企業の適正な利益を算定する仕組みと併せ、現状を改善するために不可欠である旨説明した[16]。

３．防衛生産基盤強化法

防衛産業が置かれた現状を改善するため、政府は、2023年２月10日、防衛生産基盤強化法案を国会に提出した。本法について、政府は、平素よりプライム企業から下請企業に至るまで防衛産業界と緊密に意見交換をしており、その際に出た声や提起された課題も踏まえて作成したとしている[17]。一方で、本法による財政支援等の措置が、既存企業の固定化を招き、新規参入の障壁になるのではないかとの指摘には、法律の措置は、リスクを解消し、装備品等の安定的な製造等の確保に寄与するために必要不可欠な限度で実施され、また、新規参入事業者がサイバーセキュリティ強化や事業承継等をする場合にも適用があり、指摘のようなことはない旨説明した[18]。さらに、政府の企業支援を規定する本法が、汚職や腐敗につながる旨の指摘には、法律に規定された施策は、競争力の前提となる公平性、公正性に配慮しつつ実施し、同時に、予算審議等を通じた国会の関与[19]や実施状況の開示も確保されており、指摘は当たらないとした[20]。なお、附則には、法律施行後５年をめどに内容を見直す規定があるところ、政府は、防衛力整備計画がおおむね５年を区切りとしたことを踏まえたが、年限に縛られず政策を随時見直すことは当然であるとしている[21]。

（１）防衛産業の位置付け明確化及び基本方針

本法第１条の目的規定では、国内の基盤強化が一層重要になっていることが明確化されており、政府は、このような政府の考え方を対外的に明確にすることは、防衛事業の重要性、意義を企業の経営トップに適切に認識してもらう契機となり得る旨説明している[22]。また、本法第３条において、防衛大臣は、基本方針を定めるとされており、政府は、同方針において、プライム企業のみではなく中小零細企業を含むサプライチェーン全体を対象とする旨[23]、今後の基盤強化の方向性として、国内基盤の強化を行うことと装備品等の調達の基本的な方向性を示す旨[24]、国内防衛産業のあるべき将来像を示す旨[25]答弁した。基本方針

---

[15] 第211回国会参議院本会議録第26号３頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[16] 第211回国会参議院本会議録第26号５頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[17] 第211回国会参議院本会議録第26号３頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[18] 第211回国会参議院本会議録第26号８頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[19] 国による施設等保有の制度（本文３（５））は、2023年度予算に事業費を計上しておらず、本制度を新たに適用する場合やその期間を延長する場合は、あらかじめ必要な予算を国会で審議することとなる（第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号27頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。
[20] 第211回国会参議院本会議録第26号10頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[21] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号27～28頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[22] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号６頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[23] 第211回国会参議院本会議録第26号７頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[24] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号21～22頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[25] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号６頁（2023.4.27）浜田靖一防衛大臣答弁

は、本法成立後に案文が示され、意見公募が行われた後、2023年10月12日に公表された。政府は、今回策定された同方針が、2014年に策定した防衛生産・技術基盤戦略に代わり、今後の基盤の維持・強化の方向性を新たに示すものだとしている[26]。

（２）サプライチェーン調査

本法には、企業の回答を努力義務とするサプライチェーン調査が規定されており（第８条）、国会審議では、その実効性が問われた。政府は、本法により調査の根拠や政府の守秘義務が明記されることで、企業が安心して回答できる環境が整い、調査に回答した企業が本法に基づく様々な取組の対象になることも回答の動機付けになるとした[27]が、調査を有償とすることを含む追加的な措置が必要かについては、今後、本法に基づく調査を実施した結果を検証し、不断に検討する旨答弁した[28]。なお、政府は、調査の回答に係る情報は、厳格な管理の下、防衛生産・技術基盤の維持強化の施策の検討に用いることは想定されるとしている[29]。あわせて、政府は、サプライチェーンリスク（図表３）への対応は、我が国のみで完結するとは考えておらず、米豪を始めとする同盟国や同志国等との間で、お互いのサプライチェーンについて理解を深め、サプライチェーンの相互補完を目指す[30]ことも重要であるとし、さらに、当該調査によって得た情報は、他国の防衛産業等の脆弱性を把握する場合にも参考になり得る旨見解を示している[31]。

図表３　サプライチェーン上の各リスク

懸念部品リスク	悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品等により、装備品等の機能・性能に支障を来し、又は情報が窃取される等のリスク
懸念工程リスク	製造設備の脆弱性や、懸念ある者への業務委託により、生産の停止や情報の窃取等が生起するリスク
外国規制リスク	外国の国内法令の輸出規制等により、当該国で生産される素材や部品の供給が途絶するリスク
外国資金リスク	投資を介した外国からの影響力の行使による、部品・役務の供給等が途絶するリスク
事業撤退リスク	サプライヤの撤退や倒産により、当該サプライヤの生産する部品の供給が途絶するリスク

（出所）防衛装備庁資料

---

[26] 防衛装備庁ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_basicpolicy.html>（2023.10.12最終アクセス、以下ＵＲＬの最終アクセスの日付はいずれも同日）。
[27] 第211回国会参議院本会議録第26号６頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[28] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号８頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[29] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号20頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[30] 例えば、2023年１月の日米防衛相会談では、防衛装備品の強靱で多様化されたサプライチェーン構築に寄与する「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」（軍事物資等を安定的に相互に供給し合うことを目的とした枠組み）が署名されている。
[31] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号13頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

（３）財政支援措置及び金融支援措置

本法では、企業に対する財政支援措置が規定されている（第４条）。具体的には、装備品製造等事業者は、装備品等の安定的な製造等の確保のため、特定取組（①サプライチェーンリスク対応、②製造工程効率化、③サイバーセキュリティ強化[32]、④事業承継等）に係る計画を作成・提出し、防衛大臣は当該計画について、基本方針に照らし適切か、及び当該計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるかを確認し、認定したものについて、予算の範囲内において財政上の措置を行う。

図表４　政府による財政支援措置のイメージ

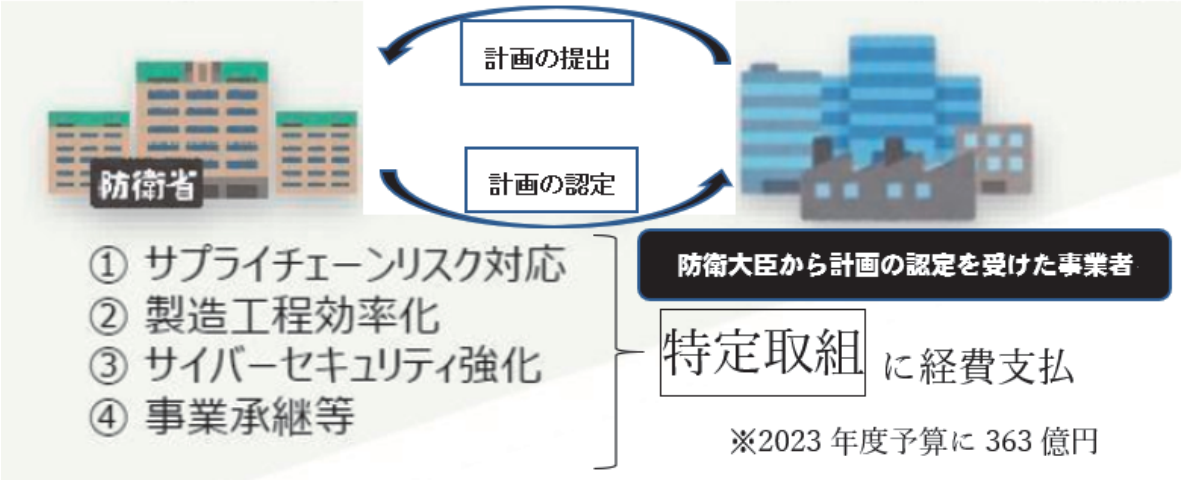

⇒①～④の特定取組に関する具体例（当該取組で認定されるかは個々の計画の審査次第）

①	❶海外から調達している原材料を国産化、❷供給が途絶する原材料等の所要量を予め調達、保管（供給源の多様化や開発などとの経済性等を考慮）、❸製造中止となる見込みの部品Ａに替え、安定した調達が見込める部品Ｂへの変更に伴う研究開発
②	❶製造工程において、老朽化した旧式の工作機械による生産から、最新の工作機械による生産への変更、❷検査工程において、作業員が良否判定を行う目視検査をＡＩを活用した画像検査に変更、❸製造工程において、従来の機械加工に替え、積層造形機（３Ｄプリンタ）等を導入し、工程を変更
③	❶脆弱性評価、❷情報システム上の強化（多要素認証、システム常時監視等）、❸社内人材育成（情報セキュリティ事故への対処等）、❹物理的対策の強化（電子錠付入退機器設置、監視カメラ導入等） ※防衛産業サイバーセキュリティ基準（４（２））に適合するものである必要がある
④	承継する事業を開始するために必要な取組（体制整備）に係る❶製造施設整備、❷製造設備整備、❸ライセンス取得、❹教育

（出所）防衛装備庁資料を基に筆者作成

[32] 企業のサイバーセキュリティ強化に関しては、減税措置を始め追加的な措置が、今後の実施状況を踏まえつつ、必要性を含め不断に検討される（第211回国会参議院本会議録第26号８頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁）。

支援の対象となる事業者には、防衛省と直接契約を結んでいるプライム企業のみならず、プライム企業に対して部品等を提供するサプライヤも含まれる。また、対象となるのは「指定装備品等」（防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）であり、当該装備品等の製造等を行う特定の装備品製造等事業者による当該装備品等の製造等が停止された場合において、防衛省による当該装備品等の適確な調達に支障が生ずるおそれがあるもの）に限られる。指定装備品等の例は、基本方針には、「武器、弾火薬、車両、艦船、航空機、レーダー、誘導武器、情報システム、各種需品等」が記載された。さらに、政府は、本法では、計画に基づく指定装備品等の製造等に限らず、構成品、部品の製造、修理や、これらに関する役務の提供も対象となる旨答弁し[33]、2022年度までに、戦車、護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機、ヘリコプター、戦闘機、レーダー、誘導弾、弾薬等の69品目のサプライチェーン調査（任意）を実施しており、今後、これらを参考に指定装備品等の検討を進め[34]、必要に応じて部品も指定するとした[35]。なお、デュアルユース技術を用いた装備品等であっても、専ら自衛隊の用に供するものであり、自衛隊の任務遂行に不可欠であること等の要件を満たしている場合は、指定することが想定される一方、半導体などの民生品の製造基盤強化は本法の対象ではなく、指定は考えていないとした[36]。

財政支援を受ける事業者は、防衛大臣から装備品安定製造等確保計画の認定を受ける必要があるが、認定の可否の理由は、各種措置の実施によって対処すべき装備品等の製造等のリスクの所在を推察されるおそれがあるとして公表されない[37]。一方で、財政支援措置に係る契約に関する情報は、財務大臣通知の「公共調達の適正化について」に基づき、自衛隊の任務遂行能力に関する弱点を追跡されるおそれがない範囲で、契約の相手方や契約金額などに係る情報の公表を原則行う旨答弁された[38]。

本法の日本政策金融公庫による資金貸付に係る配慮規定（第26条）について、政府は、特に中小・小規模事業者に寄り添った丁寧な対応が取られるよう規定したとし、防衛産業特有の長期資金の需要に応える融資制度の創設も公庫や関係当局と議論しているとした[39]。

（４）装備移転の円滑化

本法では、事業者が海外に装備移転をするに当たり、防衛大臣の求めに応じた仕様等の調整に係る助成金[40]を交付するための基金[41]が創設される。本基金について、浜田防衛大臣

---

[33] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号６頁（2023.4.21）浜田靖一防衛大臣答弁
[34] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号11頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[35] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号28頁（2023.6.1）萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁
[36] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号12頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[37] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号20頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[38] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号13頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[39] 第211回国会参議院本会議録第26号９頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁。その後、2023年10月１日に「装備品製造等基盤強化資金」制度が創設された〈https://www.mod.go.jp/atla/kimishikaoran/index.html〉。
[40] 防衛省は、装備品の設計等の一部を担うサプライヤも助成金の交付対象となり得る旨、装備移転仕様等調整を行った後、国際競争入札等において見込まれた装備移転が実現しなかった場合でも、同調整に要した費用の返還を装備品製造等事業者に対して求めることはない旨説明している（基本方針）。
[41] 基金には2023年度に400億円、同年度以降５年間で0.2兆円が積算されているが、政府は、具体的内容は明か

は、装備移転は、望ましい安全保障環境の実現のために重要で、防衛産業の維持・強化にも効果的とした上で、装備移転に当たり、装備品の先進的技術の流出防止のため、仕様等の調整を求める場合があり、そのような安全保障上の事由によるコストを企業に過度に負担させるのは適当でない旨述べている[42]。なお、助成金を受けるには、防衛大臣から装備移転仕様等調整計画の認定を受ける必要がある。基金には、2023年度に400億円が振り込まれるが、これは年度を越え使用できる[43]。基金の管理は、全国を通じて１個の装備移転支援法人に任せられるが、政府は、相当規模の資金を準備し弾力的に対応する基金の趣旨に照らせば、複数の法人は適切ではないとしている[44]。なお、同法人は公募によって指定されるが、審査基準について、経理的能力や技術的能力等が挙げられた[45]一方、本法に、企業側と資本・人的関係を持つことを禁止する規定は存在しない。さらに、毎事業年度、同法人からの事業報告を義務付け、防衛省が意見を付して国会に報告することとなるが、報告の国会での取扱いは、国会が判断するものとの見解が示された[46]。なお、基金については、行政事業レビューの枠組みの下でも、基金シート[47]を公表し、行政改革推進会議で検証される[48]。

図表５　助成金に関する基金・装備移転支援法人のイメージ

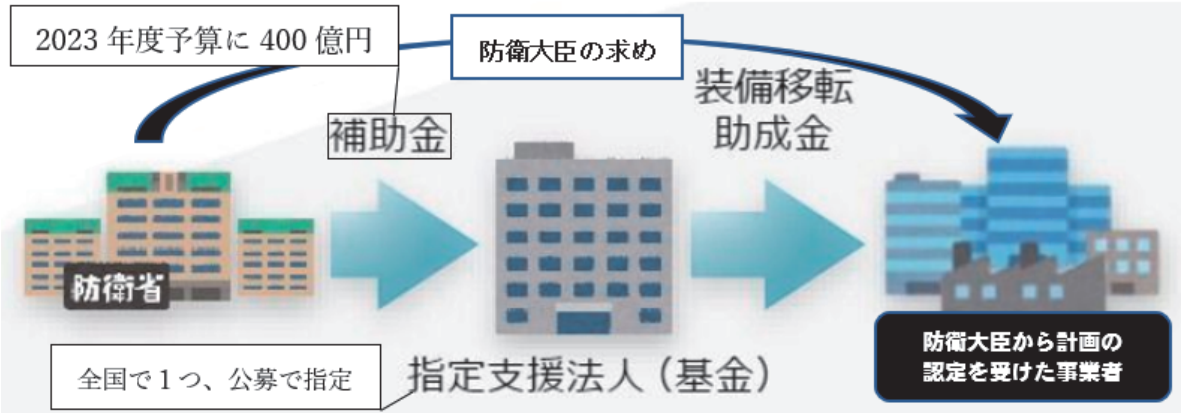

（出所）防衛装備庁資料を基に筆者作成

また、国会では、装備移転と憲法の平和主義との関係も問われた。政府は、本法は我が国の防衛に必要となる装備品等について、その適確な調達を行うため、装備品等の開発及びその生産のための基盤を強化するために必要な措置や制度を定めるものであり、これは憲法の平和主義にのっとったもので、憲法第９条や憲法前文において宣明している平和主

せないが、諸外国から引き合いを受けている、艦艇、航空機、レーダー等の案件を積み上げた旨説明している（第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号15頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。

42 防衛大臣記者会見（2023.2.10）

43 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号15頁（2023.4.21）萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁

44 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号21頁（2023.6.1）萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁

45 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号８頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁

46 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号20頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

47 内閣官房によれば、複数年にわたって実施すべき事業の財源として公益財団法人などに設置される「基金」について、その執行状況や残高を把握することができる「基金シート」を、各府省庁にて作成し、公表している〈https://www.gyoukaku.go.jp/review/kikin/index.html〉。

48 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第９号13頁（2023.4.20）土本英樹防衛装備庁長官答弁

義に反するものではないとした上で、同９条はいわゆる戦力の不保持や武力の行使について規定するもので、装備品の移転それ自体が同条に直接関係するものではないとした[49]。

その上で、防衛装備移転三原則[50]については、我が国や国際社会の平和と安全の維持を期するとともに、外国貿易及び国民経済の健全な発達を図る外国為替及び外国貿易法の運用基準を定めたものであり、憲法第９条も含め、それ自体に憲法上の問題はなく、当然、憲法の平和主義の精神にのっとったものであり[51]、戦略三文書策定後の防衛装備移転三原則の見直しに関する議論においても、平和国家としての基本理念を堅持することに変わりはない旨答弁している[52]。なお、国会審議の中で、浜田防衛大臣は、現行の三原則及び運用指針では、殺傷能力のある兵器の移転が可能か否かについては言及がない旨説明した[53]。

（５）装備品等を製造等する施設の国による取得

本法により、基盤強化の措置（上記（３）、（４））を講じてもなお、安定的な製造等を図ることができない装備品等の製造設備等に限り、防衛省が、そのような装備品等の製造等に必要な土地、建物、設備（以下「製造施設等」という。）を取得し（買受け）、事業者に管理・運営させることが可能となる。国が施設等を取得する措置について、政府は、米国を含め諸外国の例も参考に制度の在り方を検討した旨説明している[54、55]。

図表６　装備品等を製造等する製造施設等の国による取得に係るイメージ及び特徴

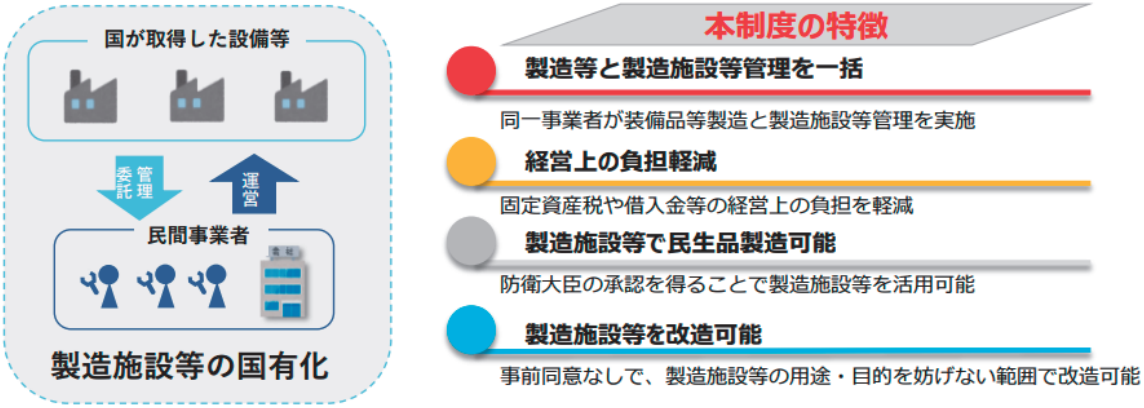

（出所）防衛装備庁資料

---

[49] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号17～18頁（2023.6.1）浜田靖一防衛大臣答弁

[50] 防衛装備移転三原則（2014年４月１日閣議決定）は、防衛装備の海外移転に関して、①移転を禁止する場合の明確化、②移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、③目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保を主な内容とするものである。詳細は、沓脱和人「『武器輸出三原則等』の見直しと新たな『防衛装備移転三原則』」『立法と調査』No.361（2015.2）55～67頁を参照されたい。

[51] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号17頁（2023.6.1）浜田靖一防衛大臣答弁

[52] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号18頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[53] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号29頁（2023.6.1）

[54] 第211回国会参議院本会議録第26号４頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁。なお、防衛装備庁資料には、米国などの一部諸外国で導入されている制度として「ＧＯＣＯ」（Government Owned, Contractor Operated）と言われている指定装備品製造施設等の国による取得制度に言及があり、例として「米陸軍 Joint Systems Manufacturing Center」や「米空軍 United States Air Force Plant4」が示されている<https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei_dpb/01_dpb_shisaku.pdf>。

[55] 製造施設の国による保有は、韓国にも同様の事例があるとされる（『日刊工業新聞』（2023.3.8））。

なお、国が取得する前提として、当該施設等を使用し装備品等を製造する事業者の存在が必要であり、さらに、政府は、国が取得するのは、製造施設、土地、設備に限られ、当該施設で装備品等を製造する事業主体は民間企業であり、従業員の確保や管理も民間企業が自身で行う必要があり、民間企業そのものを国有化するわけではない旨答弁している[56]。一方、製造施設等の維持管理費は国の負担となり[57]、これにより、企業は固定資産税等の経営上の負担が軽減されることとなる。なお、製造施設等の新規建設も可能であり[58]、制度趣旨に合う範囲内で、国が取得した後、指定装備品の製造施設等を増設することもあり得る[59]。また、管理を委託された企業が、製造施設等で民生品を製造することも可能とされる[60]。

政府は、管理委託の契約期間は、製造される装備品等の製造期間などを踏まえ、個別具体的に判断していくとし、製造施設等の管理委託契約の期間満了前に施設等を買い受けて装備品等の製造等を行う事業者を公募し、国の保有が常態化しないためのあらゆる可能性を検討するとした[61]が、公募に応募する事業者がいない場合、事業者との管理委託契約を新規締結又は更新し、装備品等の製造等を引き続き行わせるとした[62]。

図表７　装備品等を製造等する製造施設等の国による取得に係る手続のイメージ

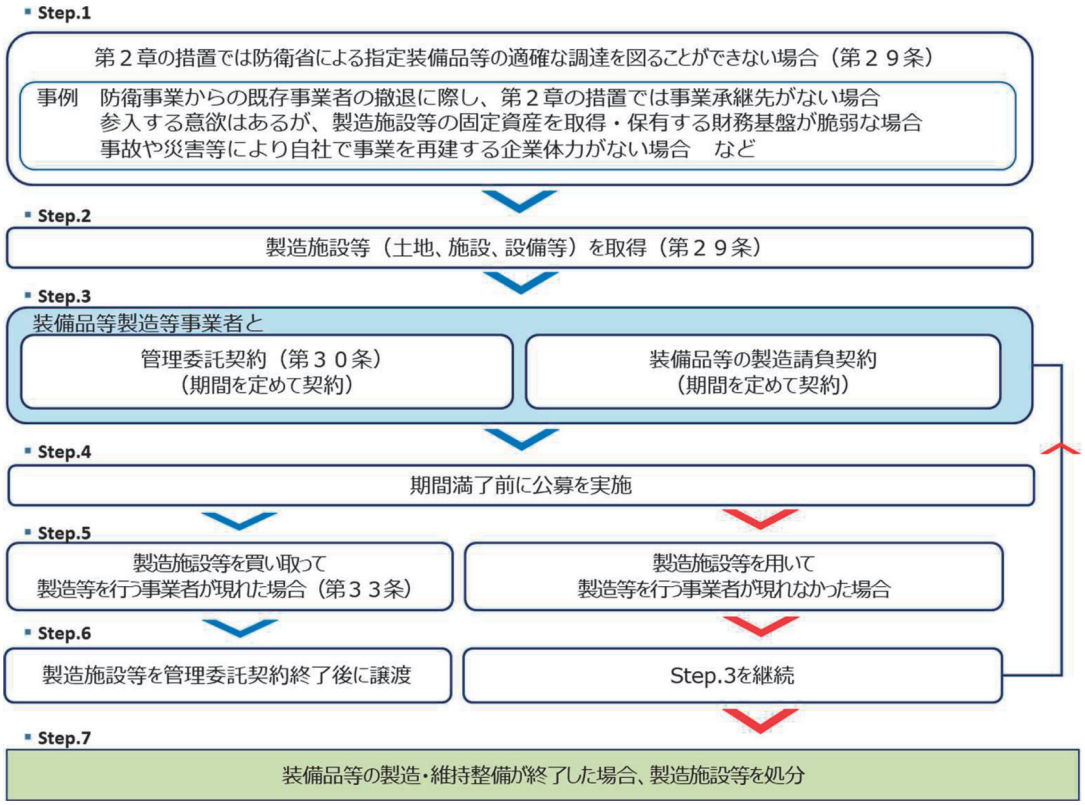

（出所）防衛装備庁資料

---

56 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号13頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
57 防衛装備庁資料<https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei_dpb/01_dpb_shisaku.pdf>
58 防衛装備庁資料<https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei_dpb/01_dpb_shisaku.pdf>
59 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号22頁（2023.4.21）萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁
60 防衛装備庁資料<https://www.mod.go.jp/atla/hourei/hourei_dpb/01_dpb_shisaku.pdf>
61 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号27頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
62 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号13頁（2023.4.27）浜田靖一防衛大臣答弁

なお、国の製造施設等の取得は、上記のとおり、本法第２章で規定する財政上の措置、金融支援、装備移転円滑化のための助成金の交付を講じても、なお他に企業が安定的な製造等を図る手段がない場合に可能とされるところ、国会審議において、政府は、可能な場合の例を複数示しており[63]、当該答弁と同内容が、基本方針にも記載されている。

第211回国会の審議において、本法には、国による保有に係る年限が規定されていない一方、取得した施設等について、国は早期譲渡に努める旨規定されているところ、譲渡の前提として、施設等の買手が実際に現れるのかが問われた。政府は、防衛関連企業の適正な利益を算定する仕組みの導入等により、防衛事業の魅力化にも取り組んでおり、買手が現れることを期待するとしている[64]。他方で、政府は、本法は、装備品等の安定的な製造等の確保を目的としており、これに支障を生じてまで早期に譲渡する努力義務を防衛大臣に課してはいないとの趣旨を、念のために第33条に規定した旨説明している[65]。

（６）罰則（刑事罰）を伴う装備品等に関する機微情報の保全措置

本法では装備品等秘密が新設され、事業者がいわゆる省秘を扱う場合、これまでは契約上の守秘義務のみであった事項にも、2024年４月１日より、罰則付きの法律上の守秘義務が課される。

図表８　各秘密区分の漏えい時の罰則（現状）と防衛生産基盤強化法における措置

	根拠法	隊員	契約事業者の従業者
特定秘密	特定秘密の保護に関する法律	10年以下の拘禁刑・罰金	
特別防衛秘密	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法	10年以下の拘禁刑・罰金	
省　秘	自衛隊法	1年以下の拘禁刑・罰金	今回措置

2024年４月１日から、契約事業者の従業員に対して、防衛省から提供した装備品等秘密を漏えいした場合に、自衛隊員と同様の罰則付きの守秘義務が課される（１年以下の拘禁刑・罰金）。　（出所）防衛省資料

政府は、安全保障環境が厳しさを増す中、サイバー攻撃のリスクや諸外国との装備品等の共同開発の進展に伴い、これまで以上に装備品等の情報管理の徹底が必要となっているため、装備品等に関する情報を取り扱う契約事業者の従業者に対しても守秘義務を法定化した上で、故意に情報漏えいをした場合の罰則を設け、従来の契約に違反した場合の事業者に対する違約金と、当該刑事罰により、これまで以上の保全強化が図れるとしている[66]。

---

[63] 政府が示した具体的なケースは、①装備品等の製造等からの事業撤退に際し、自ら指定装備品製造施設等を所有するリスクを負わないのであれば、装備品等の製造等の事業を行える防衛産業が存在する場合、②事業承継先の防衛産業が存在するものの、撤退に係る現在の指定装備品製造施設等が耐用年数を経過し、老朽化しており、承継先の事業者がこれを新規取得することは困難なため国が新規に建設する場合、③指定装備品製造施設等が事故や災害で消滅し、防衛産業による復旧のめどが立たない場合に国が新規に建設する場合などであるが、政府は、個別具体的に検討していくことが必要としている（第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号13頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。

[64] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号26頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[65] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号13頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[66] 第211回国会参議院本会議録第26号４頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁

なお、下請事業者の従業員も、装備品等に関する情報を取り扱う場合、守秘義務が課されることとなり、本法で守秘義務が課されると見込まれるのは、事業者数では140社程度、これらの事業者で装備品等秘密を取り扱う従業者数は15,000人程度とされた[67]。また、罰則により、企業が撤退するとの懸念には、政府は、従来契約事業者に対して、各種保全措置に加え従業者への保全教育などを通じ、装備品等の情報については厳格な取扱いが必要なことが十分認識されており、引き続き丁寧な説明を行っていくとした[68]。

４．法律以外の主な措置

（１）企業において適正な利益を確保するための新たな算定方式の導入

国家防衛戦略における「防衛産業のコスト管理や品質管理に関する取組を適正に評価し、適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式を導入する」との記載に基づき、政府は、企業が価格低減努力をすれば、高い利益が得られるという、企業努力を評価する制度を新たに導入した[69]。具体的には、2023年度の調達から、利益率の算定方式を改め、個別企業の防衛事業における、品質管理（Quality）、コスト管理（Cost）、納期管理（Delivery）を評価し、その企業努力を利益率に反映するＱＣＤ評価や、将来のコスト変動を調整するために、個別の契約の履行期間に応じて、コスト変動調整率を総原価に積算する新たな仕組みを構築した。

図表９　従来の算定方法と2023年度以降の仕組みのイメージ

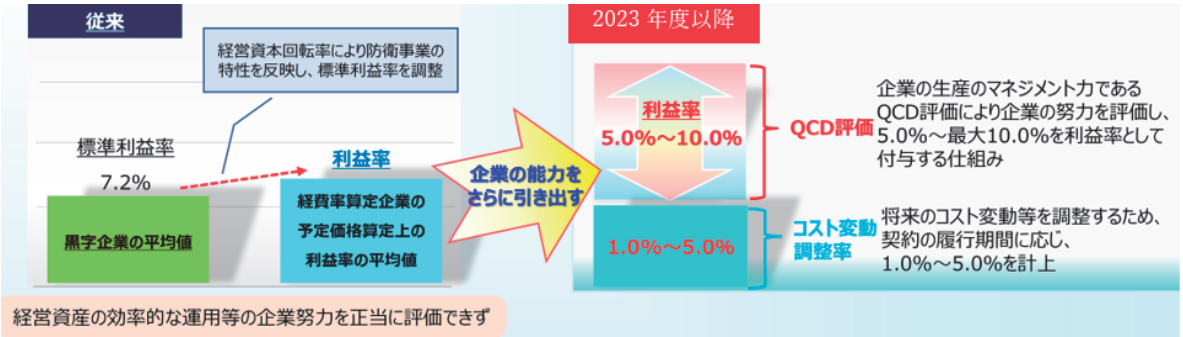

（出所）防衛装備庁資料（筆者により、和暦を西暦に変更した）

これまで、防衛省が予定価格を算出する際に付与する利益率は、契約履行中のコスト上昇や各種スケジュールの遅延、仕様未達による手戻り等が発生し、必ずしも手元に残らないという声もあるところ[70]、①コスト上昇等の要因を取り除くべく、予算要求や契約、調達の在り方等を是正する事務次官通達を2022年末に発出し、取組を徹底することに加えて、②原価計算方式の利益率の算定方式を改め、ＱＣＤ評価を導入し、５％から10％の間で利

---

[67] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号14頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[68] 第211回国会参議院本会議録第26号４頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁
[69] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号８頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[70] 防衛省が2023年１月に開いた浜田防衛大臣と防衛産業主要15社の代表者との意見交換会でも、「十分な利益を確保できる仕組み」を求める声が出たとされる（『時事通信ニュース』（2023.2.4））。

益率を算定するとともに、コスト変動調整率を１％から５％付与することで、企業の努力に応じた適正な利益率の算定を通じ、防衛事業の魅力化を図ることとした旨、政府は説明している[71]。なお、契約制度研究会（第38回）の議事要旨によれば、ＱＣＤ評価制度には、コーポレートガバナンスについての評価もあり、企業の管理体制も、防衛省との部分のみではなく、全社的な行いが評価され、例えば企業に不祥事があった場合は、その点も評価に反映される。また、防衛省は、ＱＣＤ評価の評価項目は、企業からの意見も踏まえてまとめているため、2023年５月現在、企業側から大きな不平不満は出ていないが、今後評価を行う中で足りないところがあれば改善していきたいとした。さらに、防衛省は、３～５年後に効果を見て見直していく旨、その中で、個々の契約の利益ではなく、最終的な営業利益を７～９％程度とすることを目標にしている旨説明している[72]。また、企業の利益率は、ＱＣＤ評価に左右されるため、今後権限を持つ職員が相当な影響力を持つところ、不正が起きない仕組みを作る必要があるという指摘に対しては、防衛省は、公平性・適正性を担保した評価に努め、対外的に説明できるようにしていくとしている[73]。

（２）防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備

政府は、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化のための施策を一層促進するため、先行する米国の取組を参考に、現行より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準の改定等による「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を整備した。当該基準は、2023年４月から適用を開始しており、システム換装等を考慮し一定の移行期間（最長５年間）が設定されてはいるが、できるだけ早期の導入が呼び掛けられている[74]。

新旧の基準について、旧基準では、防衛省の保護すべき情報[75]を取り扱う防衛産業の企業に対して、ネットワークに外部からのサイバー攻撃の侵入を防止するという、いわゆる水際措置を重視していたが、新基準は、従来の対策に加え、サイバー攻撃等による保護システム内部への侵入が起こり得ることを踏まえた平素からの備えや、サイバー攻撃を受けた後の対処について、より具体化しているため、企業各社は、当該基準に従い、契約を履行する際に使用する情報システムについて、通信記録の分析や定期的に対処テストを行う等、強化されたセキュリティ対策を講じることとなる旨、政府は説明した[76]。また、政府は、防衛省の保護すべき情報を取り扱う企業のうち、2023年度において本措置が対象となる企業は、100社程度が想定されるとしている[77]。

---

[71] 第211回国会参議院本会議録第26号７～８頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁

[72] 議事要旨によれば、防衛省から、「装備品は高度化しており、電子制御やコンピューター制御のようなソフトウェアが基軸になっている。そうすると、ソフトウェア技術を持った先進的企業に入ってきてもらうことが装備品の能力を向上させるクリティカルな部分となる。ソフトウェア業界は非常に高い利益で商売しており、この業界が魅力を感じるような利益率にしないと、我々の装備品の能力は達成できないと考えている。」との発言がある。

[73] 各発言は、契約制度研究会（第38回）の議事要旨２～８頁を参照されたい。

[74] 防衛装備庁ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html>

[75] 防衛省において「注意」並びに「部内限り」に該当する情報及びこの情報を利用して作成される情報又はそれらを類推させる情報であって企業に保護を求める情報として防衛省が指定したもの。

[76] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号４頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[77] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号４頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

図表10　旧基準と比較した防衛産業サイバーセキュリティ基準のイメージ

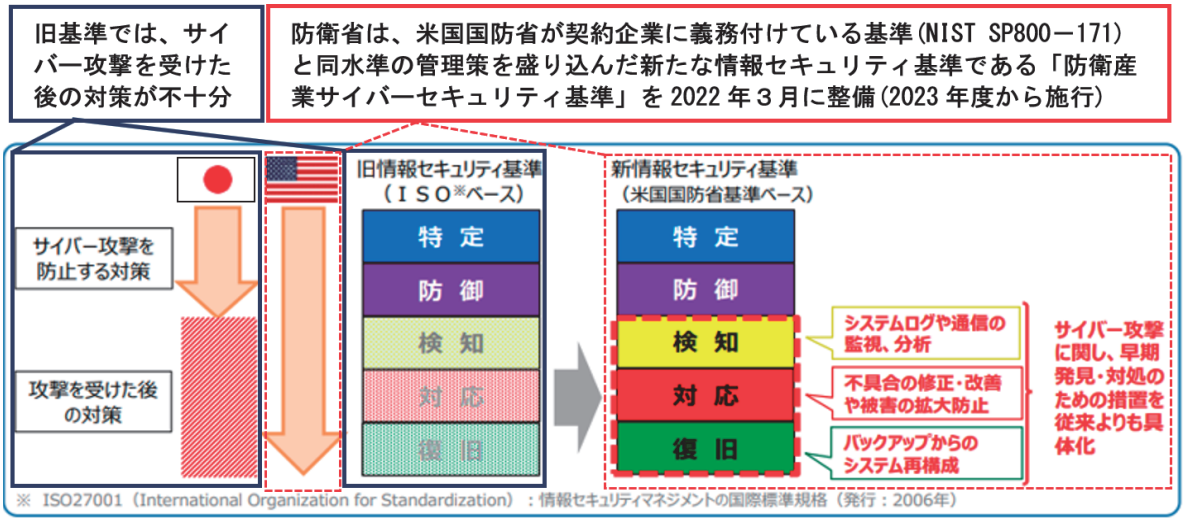

（出所）防衛装備庁資料に筆者加筆

同基準の適用により、(中小) 企業への負担が増すのではないかとの指摘に対しては、中小企業を含めた防衛産業の企業が同基準に対応するための支援として、まず、防衛装備庁に、2022年４月に相談窓口を設置し、企業からの相談を受けていることに加え、2022年度においては、サイバーセキュリティ対策強化事業を予算化し、中小企業への脆弱性診断、教育支援、各種助言等を行ってきた旨答弁している[78]。加えて、2023年現在、政府において、防衛産業の企業が、態様に応じたサイバーセキュリティ対策を進められるように、①対策経費を、防衛省と当該企業との、装備品等に関する直接の調達契約の中で支払う、②防衛省と直接契約関係のない下請企業に対しても、防衛生産基盤強化法の財政上の措置として必要な経費を支払う、③官民共用クラウドを防衛装備庁で整備し、事業者自らが多額の設備投資等を行わなくても、これを利用してサイバーセキュリティを確保することができるようにするという３種類の措置を用意しているとした[79]。

その後、2023年７月には、我が国の防衛産業保全の透明性・信頼性を高め、防衛装備・技術協力にも資するため、法令・規則に基づく情報保護措置を一元的に取りまとめた文書である「防衛産業保全マニュアル」も整備されている[80]。

（３）企業が抱くいわゆるレピュテーションリスクに対する措置

第211回国会において、企業が抱く、いわゆるレピュテーションリスクの懸念を回避する必要性について言及された際、浜田防衛大臣は、政府は、2022年末に閣議決定した戦略三文書において、防衛生産・技術基盤をいわば防衛力そのものと位置付けるとともに、防衛生産基盤強化法においても、目的規定の中で、国内の基盤強化が一層重要となっていることを明確化するなど、防衛産業の防衛政策上の重要性を強調しており（３（１)）、加えて、

[78] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号５頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[79] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号４～５頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[80] 防衛装備庁ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/atla/dism.html>

防衛大臣記者会見や防衛問題セミナー等でも、防衛産業をテーマに取り上げ、防衛産業の重要性について説明するなど、広く国民に対して防衛産業の重要性、意義について理解の促進を図ってきたとし、今後も、様々な機会を活用して防衛産業の重要性を強調することに加えて、防衛産業が優位性を保有している点を中心に、諸外国を含む各方面に対して積極的にアピールをしていきたいとした[81]。

（４）企業の予見可能性を高めるための措置並びに独自仕様及び少量多種発注の改善措置

第211回国会において、防衛装備品は将来が予見しづらいという指摘が企業から出ている旨言及された政府は、2022年末に防衛力整備計画を決定し、今後５年間の防衛力整備の水準と主要な装備品についての調達予定数量を示し、また、装備品の調達に当たり、法令に基づく適正な調達の範囲内で長期契約や一括契約の活用を推進しているほか、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しについて、企業側の予見可能性を高める観点から戦略的に発信する旨答弁している[82]。加えて、研究開発において、プライム企業15社と政府の意見交換でも、企業側で予見可能性が分かるようにしてほしいとの要望があった旨説明しており[83]、2023年６月には、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを示す「防衛技術指針2023」が公表された[84]。これは、戦略三文書で示された方針を具体化するとともに、「防衛技術戦略」(2016年)、「中長期技術見積り」(2016年)、「研究開発ビジョン」(2019年)に代わるものであり、防衛省は、このような形で、自身が重視する技術分野等を発信することにより、防衛関連企業に加え、スタートアップ等の企業や研究機関、大学等との連携を深化していく際の重要なツールになるとしている[85]。なお、設計・試作、部隊配備・運用、フィードバック、改善・能力向上のサイクルを早く回す「アジャイル型」の開発により、研究開発から実用までの期間を短縮するため、2023年８月に事務次官通達が発出され、今後、装備の開発・実用に関する防衛省の訓令等が改正される見込みである[86]。

また、独自仕様、少量多種の発注の調達の在り方の問題を改善するための取組として、政府は、完成装備品については、陸自オートバイの取得等における独自仕様の縮減のための民生品の活用や、ＵＨ60ヘリコプターを陸海空自衛隊で調達する等の少量多種発注の改善を行っているとし[87]、加えて、装備品を構成する部品についても、可能な限り、共通化、あるいは民生品の使用、独自仕様を廃止するといった取組を、研究開発段階で特に進めており、一旦量産された後に共通化しようとすると、期間、経費が掛かるということもあり、

---

[81] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号６頁（2023.4.27）。基本方針には、防衛事業に対する忌避感やレピュテーションリスクを低減させていくため、防衛産業の重要性やその技術的優位性、経済力や科学技術力に波及する効果等についても、政府として積極的に訴求する等の施策を講じていく旨記載されている。

[82] 第211回国会参議院財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第１号11頁（2023.5.30）土本英樹防衛装備庁長官答弁。基本方針でも、主要な装備品等の調達予定数量を可能な限り明確にする旨記載された。

[83] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号11頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

[84] 防衛省ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/technology_guideline/index.html>

[85] 防衛省ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2023/06/28b.html>

[86] 『日本経済新聞電子版』(2023.9.25)。同記事によれば、株式会社ＩＨＩの佐藤執行役員は「例えば航空エンジンは研究から装備化まで10年以上かかるのが一般的。(アジャイル型で）より早期に運用を始め、高度化に向け計画的に進められれば効果的かつ効率的だ」と見解を示している。

[87] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号９頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

基本的には研究開発段階で共通の部品を使えるように取組を進めているとした[88]。なお、防衛装備品の規格・仕様を国際的な仕様と共通化すべき点にも、防衛省として、インターオペラビリティー（相互運用性）を確保する観点で重要である旨見解を示している[89]。

５．第211回国会以降に示された政府の主な見解・方針

（１）経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）の記載に見る今後の方針

2023年６月16日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）には、「装備品の安定的な調達を確保するため、防衛生産・技術基盤を国内において維持・強化する。防衛生産基盤強化法の着実な執行等により、力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、防衛装備移転の推進を図るとともに、画期的な装備品等を他国に先駆けて実現する研究開発、民生の先端技術の積極的な活用に取り組む」と記載された。また、2023年末に新経済・財政再生計画改革工程表[90]を改定するに当たり、防衛政策も、効果的・効率的な支出の徹底を図るべく、エビデンスに基づくＰＤＣＡを早急に構築する旨記載されている。この点、防衛省は、改革工程表2023の策定に当たり、力強く持続可能な防衛産業の構築のために特に必要な①サプライチェーンやサイバーセキュリティなどのリスクに対応するための措置、②装備移転推進のための措置、③研究開発事業を着実に推進するための措置に、ＫＰＩを設定する方向で検討中である[91]。

（２）防衛産業の将来像に関する政府の見解

第211回国会において、政府は、我が国の防衛産業の将来像にも言及し、企業が新規の参入、投資を活発に行い、十分な生産力と国際的にも高い技術を有すること、企業にとって魅力となる将来性、収益性が十分なこと、様々なサプライチェーンリスクへ適切に対応することといった、力強く持続可能な状態となることを期待しているとした[92]。一方、個々の企業の組織の在り方については、あくまで各社の経営判断によるものとし、防衛省としては、各企業の判断を尊重することが必要と考えているものの、力強く持続可能な防衛産業を構築するためにどのような施策が効果的かについては、引き続き、官と民の間でよく意見交換を重ねていきたい旨の意向を示すにとどまった[93]。この点、基本方針には、防衛産業

---

[88] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号６頁（2023.4.27）坂本大祐防衛装備庁プロジェクト管理部長答弁

[89] 第211回国会参議院財政金融委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第１号11頁（2023.5.30）土本英樹防衛装備庁長官答弁。この点、基本方針には、装備品等の開発に当たっては、有事の際の継戦能力の維持の観点や国際協力の観点も踏まえ、国際標準に準拠した仕様を念頭に置いて開発していくことが必要である旨記載された。

[90] 骨太の方針2018において定められた「新経済・財政再生計画」に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応とＫＰＩ（Key Performance Indicatorの略語で、「重要業績評価指標」と訳される。目標達成までの各プロセスを、定量的に評価するための指標のこと。）、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示すもの。

[91] 第９回ＥＢＰＭアドバイザリーボード（政府の経済財政諮問会議の下にある経済・財政一体改革推進委員会の下に設置されている会議）の資料<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/ab1/20230417/shiryou1-2.pdf>を参照されたい。

[92] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号27頁（2023.6.1）浜田靖一防衛大臣答弁

[93] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号７頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁

のあるべき姿として、防需依存度が低いと、当該企業体内におけるリソース配分等の優先度が低下する傾向があること等から、国際的な競争力を持った防衛産業としていくためには、「防需依存度が高い企業が主体となった防衛産業を構築していくことが重要である」との記述が見られる。しかし、「なお、個々の企業の組織の在り方は、あくまで各社の経営判断によるものであることに留意する必要がある」という記述も付された。

（３）防衛産業への新規参入に係る政府の方針

政府は、防衛産業への新規参入を促進する施策として、中小企業等が防衛事業に新規参入する機会を創出するため、防衛省・自衛隊や防衛関連のプライム企業と中小企業等との間のマッチング事業を、2023年度は、実施回数、開催地域を増やすなどにより、中小企業にマッチングの機会を提供できるよう検討している旨答弁した[94]。また、2023年６月に「防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会」を設置し[95]、同年９月には、同推進会で企業と意見交換をするなどマッチングの機会を増やしている[96]。基本方針には、事業としての魅力が低い中、防衛産業への新規参入は低調にとどまるとの分析の下、このままでは、産業全体の活力が失われるとともに、民生分野での先端技術を安全保障分野に取り込む機会を逸するおそれもあるとして、企業向けのマッチングイベントの開催や、新規参入企業のための相談窓口の設置等を進め、中小企業やスタートアップ等による防衛事業への新規参入を促すとともに、防衛事業への参入障壁の解消に努めるとしている。

このほか、政府は、先端技術の橋渡し研究の予算について、2022年度では約９億円であったものを、2023年度では約188億円とする大幅な拡充や、安全保障技術研究推進制度の実施を通じ、先進的な技術を有する企業等の発掘、育成を進めるとした[97]。

（４）国内基盤の維持・強化及び防衛装備品の取得に関する政府の方針

第211回国会において、政府は、国家間競争が激しさを増す中で、各国は、先端科学技術の開発に積極投資し、技術優位確保のためにその成果を自国で囲い込む傾向にあるので、我が国の自律性の確保及び不可欠性の獲得の重要性は高まっているとの認識を示し、装備品の取得に際しても、国内基盤を維持強化する観点を一層重視していくことが重要になっており、国内の防衛生産・技術基盤の抜本的強化に取り組む意向を示した[98]。また、各年度の予算の物件費全体に占める国内向け予算の割合は、近年８割程度で推移しており、予算額が増加した2023年度においても同様であると説明している[99]。基本方針には、基盤の維持・強化の対象として、プライム企業のみならず、サプライヤも含めた装備品等のサプライチェーン全体を対象としていく旨記載された[100]。その上で、図表11の分野を中心に国産

---

[94] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号13頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[95] 防衛装備庁ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/atla/disu_promo_mtg.html>
[96] 『ＷＩＮＧ』(2023.9.13)。同紙によれば、参加企業からは「有意義だった」との見解が示された。
[97] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号13頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[98] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第10号10頁（2023.4.21）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[99] 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号21頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁
[100] この点、サプライチェーンを構成する下請事業者も含めて防衛生産・技術基盤の強化を図るため、有識者及び業界団体を参加者とする「防衛装備に係る事業者の下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定に向

による取得を追求するとされ、国産による取得により難い場合であっても、我が国への技術移転による技術力向上や将来的な我が国による改修の自由度の確保に努める観点から、国際共同開発・生産又はライセンス国産による取得を追求するとした。

図表11　国産による取得を追求するとされる分野

ア：運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、スケジュール等の諸条件を国内技術で満たすことができるもの、**イ**：有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備に係る改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）、**ウ**：機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）、**エ**：我が国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの、**オ**：外国からの最新技術の入手が困難なもの、**カ**：経済的手段による外的脅威の対象となり得るもの

（出所）基本方針

（５）装備移転等に係る政府の見解

装備移転については、2014年に防衛装備移転三原則や運用指針が作成されて以降、完成装備品の移転の実績は、フィリピンへの警戒管制レーダーの移転１件のみである。本移転の成功の要因には、「現地大使館（特に両国の防衛駐在官及び武官）や企業を含めた「人」」[101]やフィリピンとは成果に至るまでに協力関係の積み上げがあったこと[102]等が挙げられている。一方、実績が１件にとどまり、移転に失敗した例[103]もあることに関し、浜田防衛大臣は、（装備品を）売り込むときに、足らざるところがあるかと思うが、今後は対応していかなければならない旨述べた[104]。同大臣から、足らざる点に具体的な言及はなかったが、2022年の国会審議では、政府は、防衛装備品の海外移転に関する様々な課題について、例えば、装備移転三原則が2014年に定められて以降、本格的に移転の取組を始めており、欧米に比べて競争力が不足していること、また、具体的な移転案件の協議が行われた場合であっても、相手方が求める価格や取得時期、ファイナンス（資金繰り）、現地生産、オフセット[105]等の条件に適応した提案を行うことがなかなか容易ではないこと等を挙げている[106]。

国家安全保障戦略、国家防衛戦略には、「安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同

けた有識者検討会」が設置され、防衛産業の特徴に配慮した、「防衛産業の下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（仮称）を整備することが目指される。

[101] 『令和３年版防衛白書』421頁<http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2021/html/nc047000.html>

[102] 『ＷＩＮＧ』(2023.3.29)。『令和３年版防衛白書』421頁にも、日本とフィリピンは、閣僚級を含むハイレベル交流から各自衛隊のスタッフトークス、共同訓練、能力構築支援等の防衛協力・交流に加え、装備分野では海上自衛隊ＴＣ－90本機や陸上自衛隊ＵＨ－１Ｈ補用部品の譲渡が既に行われていた旨記載がある。

[103] 装備移転に至らなかった装備品の理由について、政府は、①各国との関係があることから、その詳細について言及できないが、救難飛行艇ＵＳ２は、直近の機体単価が約185億円と高額であること、また、派生機に改造する場合には、更に多額の経費を要することが理由であり、②潜水艦については、（調達を行う）豪州政府に、日本の提案ではなく、フランスの提案が採用されたが、豪州政府が、豪州特有の能力要求に最も適合していると評価したこと、豪州企業の参画等も考慮したことを公表していることから、こうした観点で相対的に低い評価を受けたことが、日本の潜水艦の提案が選ばれなかった理由と考えている旨答弁している（第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号７頁（2023.4.27）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。

[104] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第12号７頁（2023.4.27）

[105] 装備品を輸入する国がその見返りとなる付帯条件を輸出国に提示すること。

[106] 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第７号12頁（2022.6.3）萬浪学防衛装備庁装備政策部長答弁

開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する」との記載があるが、政府は、第211回国会では、三原則や運用指針を始めとする制度の見直しに係る具体的な内容は決まっていない旨[107]、防衛装備移転については、国家安全保障戦略にも記載のとおり、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出、国際法違反の侵略を受けている国への支援等のための重要な政策的手段であるとの観点から、与党における検討[108]も踏まえ、国民の理解を得られるよう議論していく旨[109]答弁した。なお、両戦略では、制度の見直しについて、「三つの原則そのものは維持し」と記載されたが、政府は、「三つの原則そのもの」とは、防衛装備移転三原則のうち、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保における記載を意味し、これを維持する考えを述べており、三原則の文書全体の中で、一字一句変えないという意味ではない旨答弁した[110]。

防衛力整備計画においては、防衛装備移転が、「同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である」との記載があるが、政府は、防衛装備移転は、あくまで防衛産業の成長性の確保にも効果的ということであり、防衛産業を成長産業にし、販路を開拓するために推進するものではない旨答弁している[111]。なお、基本方針には、「我が国と外国政府との防衛協力を実施していくに当たって、装備移転の適切な管理が確保され、円滑に移転が実施されることで、結果として装備品等の販路が拡大されれば、防衛産業の成長にも効果的」であるという記載になっており、その上で、装備移転は、現状は十分に進展しておらず、政府が主導し[112]、官民の一層の連携の下に適切な装備移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていくとされている。

（ふじかわ　たかあき）

---

[107] 第211回国会参議院本会議録第26号９頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁

[108] 2023年４月から、自由民主党、公明党が防衛装備移転制度の見直しについて協議している。なお、政府は、当該議論の内容については、答える立場にないとしている（防衛大臣記者会見（2023.7.7））。また、協議の席では、政府が見直しの方向性について見解を示したとされるが、当該見解は確定的なものではない旨報道されている（ＮＨＫウェブサイト<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/487795.html>）。

[109] 第211回国会参議院本会議録第18号７頁（2023.4.26）岸田文雄内閣総理大臣答弁

[110] 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第８号９頁（2023.4.14）浜田靖一防衛大臣答弁

[111] 第211回国会参議院本会議録第26号９頁（2023.5.26）浜田靖一防衛大臣答弁

[112] 2023年１月の、浜田防衛大臣と防衛産業主要15社の代表者との意見交換会でも、「防衛装備移転は国が主導、関与してほしい」との意見が出た（『日本経済新聞』(2023.2.11)）。また、川崎重工業航空宇宙システムカンパニーの下川プレジデントは、新聞取材に、装備移転について最後は政府間交渉が物を言う旨、相手国は国同士の協力関係で何を得られるのかを強く求め、一つの装備品として切り出すのではなく、国同士の協力関係及びオフセットを考慮しなければならない旨、一企業ではどうすることもできないことでもあり、政府主導で交渉を進める体制を求める旨述べている（『ＷＩＮＧ』(2023.3.8)）。

一方、浜田防衛大臣は、国会で、いわゆるトップセールスについて、防衛省において、自身を含め、各国とのハイレベルの交流の機会を捉えて、装備移転の推進について議論してきており、また、首脳レベルや外務大臣を含めた外交当局の会談等においても議論をし、防衛駐在官も含め在外公館職員も、従来より、防衛装備品の移転可能性のある国において支援を実施してきており、引き続き政府一体となって取り組みたい旨答弁している（第211回国会衆議院財務金融委員会安全保障委員会連合審査会議録第２号23頁(2023.4.26)）。